

排水設備工事の指定工事店及び責任技術者の更新登録の受付

平成24年3月31日で登録期間が満了する本市の公共下水道指定工事店及び責任技術者の更新登録の受け付けを行います。

責任技術者の更新登録の対象者は、平成24年1月23・24日に神奈川県下水道協会が主催した更新講習会を受講し、修了証を交付された方です。

指定工事店及び責任技術者の登録申請書（更新）等は、三浦市役所下水道課に用意してありますが、三浦市のホームページからダウンロードもできます。

下記の受付期間中に更新登録の手続きをされますようご協力をお願いします。

なお、登録期間満了日まで（平成24年3月31日まで）に更新手続きをしない場合、工事店の指定取消、または責任技術者の資格失効となりますのでご注意ください。（4月以降手続きされる場合は新規扱いとなります。）

1 受付期間 平成24年2月27日（月）～3月9日（金）

（土・日を除く8時30分～17時15分）

2 受付場所 三浦市役所 分館2階 下水道課

3 更新要件

(1) 責任技術者が1名以上専属していること。

(2) 工事の施行に必要な設備及び器材を有していること。

(3) 神奈川県内に営業所があること。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人

イ 破産者で復権を得ないもの

ウ 指定工事店の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

エ 責任技術者の登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

オ 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当理由がある者

カ 法人であって、その代表者又はその他の役員にアからオまでのいずれかに該当する者がいるもの

4 必要書類等

(1) 指定工事店

ア 指定工事店指定申請書（更新）（様式第1号）

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないことを証する書類（次のいずれも必要）法人の場合は代表者

① 成年被後見人又は被保佐人でないことを証する書類（法務局）

② 破産者で復権を得ないものでないことを証する書類（市役所）

ウ 法人にあっては役員が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないことの誓約書

エ 申請者の住民票の写し若しくは、住民票記載事項証明書又は、外国人登録済証明書（法人の場合は不要、登記事項証明書に代表者の住所が記載されているため）

オ 経歴書（様式第2号）

カ 法人の場合は登記事項証明書及び定款の写し

キ 営業所の平面図及び付近見取図（様式第3号）

ク 専属の責任技術者名簿（様式第4号）

ケ 専属の責任技術者の雇用関係を証する書類（次のいずれかのもの）

a 健康保険組合又は全国健康保険協会管掌健康保険被保険者証（雇用関係を証明できない国民健康保険証を除く）の写し

b 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し

c 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し

コ 専属の責任技術者の責任技術者証の写し（三浦市長が交付したもの）

サ 設備・器材所有調書（様式第5号）

シ 更新登録手数料 5,000 円/件を申請時に納付して下さい。

(2) 責任技術者

ア 責任技術者登録申請書（更新）（様式第11号）

イ 更新講習会終了証の写し

ウ 写真2枚（裏面に氏名記入、縦 3.0 cm×横 2.4 cm、申請前3ヶ月以内の撮影で上半身無帽のもの）

エ 更新登録手数料 1,500 円/人を申請時に納付して下さい。

4 交付について

平成24年3月26日（月）以降、下水道課へお越し下さい。指定事
店証、責任技術者証は現在のものと交換で交付します。

5 更新登録しない場合

指定工事店は、指定工事店辞退届（様式第9号）を提出し、指定工事店証及び指
定工事店看板（新規登録時に交付した縦 25cm×横 45cmの青い看板）を返却して
下さい。

責任技術者は、責任技術者証を返却して下さい。

問合せ 下水道課(☎内線263)